

静岡県公安委員会規程第2号

責任者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月6日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

責任者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

責任者講習の実施に関する規程（平成5年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
（責任者講習の講習時間）				（責任者講習の講習時間）			
<p><b>第4条</b> 責任者講習の種別ごとの講習時間は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 定期講習 <u>4時間</u></p> <p>(2) 選任時講習 <u>4時間</u></p> <p>(3) 臨時講習 <u>3時間</u></p>				<p><b>第4条</b> 責任者講習の種別ごとの講習時間は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 定期講習 <u>3時間以上4時間以下</u></p> <p>(2) 選任時講習 <u>3時間以上4時間以下</u></p> <p>(3) 臨時講習 <u>2時間以上3時間以下</u></p>			
<p><b>別表</b></p> <p>責任者講習実施基準</p> <p>(1) 定期講習の実施基準</p>				<p><b>別表</b></p> <p>責任者講習実施基準</p> <p>(1) 定期講習の実施基準</p>			
講習事項	講習細目	内容等	時間	講習事項	講習細目	内容等	時間
1 暴力団の現状と動向	(略)		<u>1時間</u>	1 暴力団の現状と動向	(略)		<u>1時間以下</u>
2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関すること	(略)		<u>1時間</u>	2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関すること	(略)		<u>1時間以下</u>
3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するために必要な知識及び	(略)		<u>2時間</u>	3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するために必要な知識及び	(略)		<u>2時間以下</u>

技能に関すること		<u>2時間</u>	
(2) 選任時講習の実施基準			
講習事項	講習細目	内容等	時間
1 暴力団の現状と動向	(略)		<u>1時間</u>
2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関すること	(略)		<u>1時間</u>
3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること	(略)		<u>2時間</u>
(3) (略)			
び技能に関すること		<u>2時間</u> <u>以下</u>	
(2) 選任時講習の実施基準			
講習事項	講習細目	内容等	時間
1 暴力団の現状と動向	(略)		<u>1時間</u> <u>以下</u>
2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関すること	(略)		<u>1時間</u> <u>以下</u>
3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること	(略)		<u>2時間</u> <u>以下</u>
(3) (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規程は、令和2年5月1日から施行する。